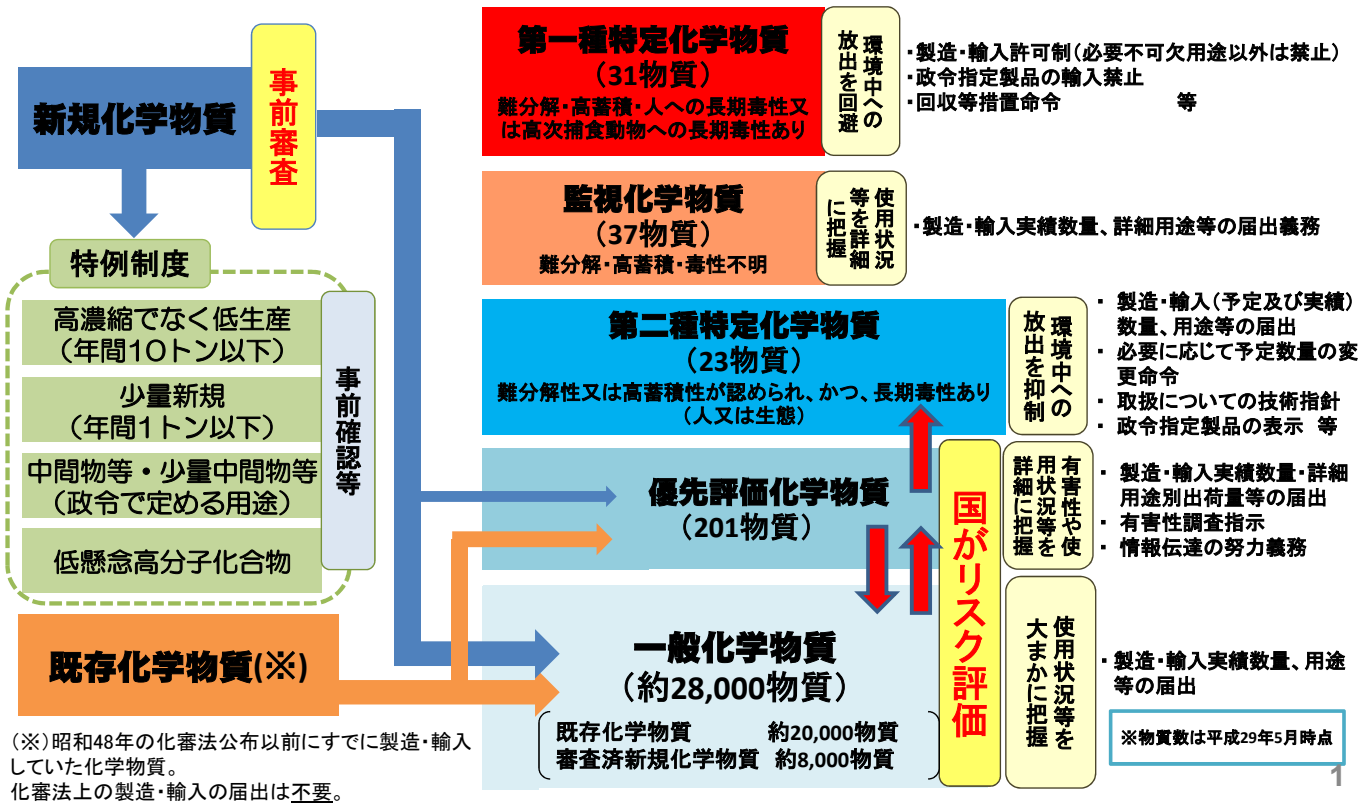


化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の体系

➤ 上市前の審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

POPs (Persistent Organic Pollutants) 残留性有機汚染物質

= 次の全てに該当する物質

- ① 長期毒性あり(人又は生態)
- ② 難分解性
- ③ 高蓄積性
- ④ 長距離移動性

➡ 1カ国に止まらない
国際的な環境汚染
防止の取組が必要

➡ 製造・使用等の
原則禁止

POPsによる環境汚染防止のため、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う。

- 2001年5月採択、我が国は2002年8月に締結、2004年5月発効。
- 2017年4月現在、181ヶ国(カナダ、ドイツ、フランス、英国、ロシア等)が締結。
- 締約国会議(COP)は2年に1回、これまで8回開催。
- 専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)で審議される。

(参考)現在、POPs条約上、製造・使用等の原則禁止とされている物質

⇒ 全て第一種特定化学物質に指定済

アルドリノ、エンドスルファン類、エンドリン、クロルデコン、クロルデン、ディルドリン、ヘキサクロロシクロヘキサン類、ヘキサクロロブタジエン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサプロモビフェニル、ヘプタクロル、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ペンタクロロベンゼン、ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上)、ポリブロモジフェニルエーテル類、マイレックス、トキサフェン、PCB、ヘキサプロモシクロドデカン、DDT、PFOS及びその塩・PFOSF

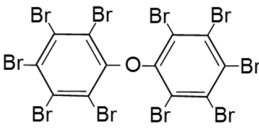
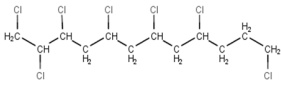
POPs条約第8回締約国会議（COP8）結果概要

○日時：2017年4月24日（月）～5月5日（金） ○場所：ジュネーブ（スイス）

○POPRCの勧告を踏まえ、以下の物質について、**製造・使用等の原則禁止**を決定

デカブロモジフェニルエーテル

短鎖塩素化パラフィン

物質名	主な用途	決定された内容
デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	難燃剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり)^{※1} <ul style="list-style-type: none"> －自動車用部品（動力伝達系、燃料系等） －2022年12月より前に型式承認を受けた航空機用交換部品 －難燃性を有する繊維製品 －家電製品に用いられるプラスチックケース及び部品の添加剤 －断熱性建材用ポリウレタンフォーム
短鎖塩素化パラフィン (SCCP)（炭素数 10～13、塩素化率48重量%を超える、直鎖）	金属加工油、難燃剤  (炭素数12、塩素化率60%の例)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり)^{※1} <ul style="list-style-type: none"> －動力伝達用ベルト添加剤（天然・合成ゴム産業） －ゴム製コンベアベルト用交換部品（鉱業及び林業用） －皮革用加脂剤 －潤滑油添加剤（特に自動車、発電機等の用途）等

※1 日本においても当該用途を代替困難な用途と判断するか否かについては、平成29年秋メドに開催予定の化学物質安全対策部会において審議。

3

化審法による対応

- ① デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンを化審法の第一種特定化学物質に指定すること(法第2条第2号)
- ② 代替困難な用途がある場合においては、当該用途を指定し、それ以外の用途への使用を制限すること(法第25条)
- ③ 海外における使用事情等を考慮して、輸入を禁止する製品を指定すること(法第24条第1項)

について薬事・食品衛生審議会において審議し、その結果を踏まえ、化審法に基づく第一種特定化学物質の指定等の必要な措置を講ずる。

平成29年8月21日

- ①について、化学物質安全対策部会で審議済み（公開案件、答申）
⇒薬事分科会に報告済み（平成29年9月28日）

平成29年10月25日

- ②及び③について、化学物質安全対策部会で審議（公開案件、答申）

← 今回、ご審議
いただく事項

平成30年※

TBT通報・パブリックコメント等を経て、化審法施行令を改正・施行

※ 国連事務局から物質追加に関する通報の送付日（平成29年秋頃）から1年以内の施行が求められている。

4

②代替困難な用途の指定

現状等

- 化審法第25条において、代替困難な用途がある場合においては、当該用途を指定し、それ以外の用途への使用を制限することとされている。
- 代替困難な用途を指定する場合、当該用途は、POPs条約で除外が認められている用途でなければならない。

物質名	POPs条約で除外が認められている用途	国内の状況
デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)	<ul style="list-style-type: none"> 自動車用部品(動力伝達系、燃料系等) 2022年12月より前に型式承認を受けた航空機用交換部品 難燃性を有する繊維製品 家電製品に用いられるプラスチックケース及び部品の添加剤 断熱性建材用ポリウレタンフォーム 	平成30年3月までに他の物質・技術への代替が完了する見込み。
短鎖塩素化パラフィン	<ul style="list-style-type: none"> 動力伝達用ベルト添加剤(天然・合成ゴム産業) ゴム製コンベアベルト用交換部品(鉱業及び林業用) 皮革用加脂剤 潤滑油添加剤(特に自動車、発電機等の用途)等 	既に製造・輸入が中止されており、今後の輸入も予定されていない。



対策(案)

- デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンについては、いずれも化審法第25条に基づく**代替困難な用途の指定は不要**

5

③輸入を禁止する製品の指定 (デカブロモジフェニルエーテル : DecaBDE)

現状等

- 化審法第24条第1項において、海外における使用事情等を考慮して、輸入を禁止する製品を指定することとされている。
- 海外調査等の結果、以下の製品について、過去10年以内に国内外でDecaBDEを含む製品の製造実績等が確認されている。
 - 繊維・樹脂・ゴム用難燃処理薬剤
 - 防炎性生地
 - 防炎カーテン、敷物、のぼり旗
 - 接着剤及びシーラント
 - 鉄道車両用資材(シート、内幌等)
 - 設備資材(コンベアベルト等)
 - 建設資材((断熱材等)
 - 自動車資材(シート、動力伝達系等)
 - 航空機用資材(壁紙、補修用部品)
 - 家電製品のプラスチックケース



対策(案)

上記製品のうち、

- ①過去10年以内に国内外でDecaBDEを含む製品の製造実績等があり、
- ②輸入を制限しない場合に環境汚染のおそれがあると考えられるもの

に該当する、以下の製品を輸入禁止製品として指定する。

- ・ 繊維・樹脂・ゴム用難燃処理薬剤
- ・ 防炎カーテン、敷物、のぼり旗
- ・ 防炎性生地
- ・ 接着剤及びシーラント

6

③輸入を禁止する製品の指定（短鎖塩素化パラフィン）

現状等

- 化審法第24条第1項において、海外における使用事情等を考慮して、輸入を禁止する製品を指定することとされている。
- 海外調査等の結果、以下の製品について、過去10年以内に国内外で短鎖塩素化パラフィンを含む製品の製造実績等が確認されている。
 - ・塗料(防水性かつ難燃性のもの)
 - ・樹脂・ゴム用可塑剤
 - ・接着剤及びシーラント
 - ・皮革用加脂剤
 - ・繊維用難燃処理薬剤
 - ・潤滑油、切削油及び作動油
 - ・産業用機械資材
 - ・屋外装飾電球のチューブ



対策(案)

上記製品のうち、

- ①過去10年以内に国内外で短鎖塩素化パラフィンを含む製品の製造実績等があり、
- ②輸入を制限しない場合に環境汚染のおそれがあると考えられるもの

に該当する、以下の製品を輸入禁止製品として指定する。

- ・塗料(防水性かつ難燃性のもの)
- ・樹脂・ゴム用可塑剤
- ・接着剤及びシーラント
- ・皮革用加脂剤
- ・繊維用難燃処理薬剤
- ・潤滑油、切削油及び作動油

7

ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）又はその塩について

現状等

- ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)は平成22年に化審法の第一種特定化学物質に指定されたが、以下の用途については、当時の我が国における使用実態を踏まえ、使用可能な用途とされた。
 - ・エッチング剤^{※1}の製造
 - ・半導体用のレジストの製造
 - ・業務用写真フィルムの製造
- 国内の使用実態を調査した結果、上記3用途について、既に他の物質への代替が完了し、使用実態・製品在庫のいずれもないことが確認された。

対策(案)

※1圧電フィルタ又は無線機器がメガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る



- 上記3用途について、PFOS等を使用することができる用途としての対象から除外する。
- 以下の製品について、取扱上の技術上の基準への適合及び表示義務が必要な対象から除外するとともに、輸入禁止製品として指定する。
 - ・エッチング剤^{※1}
 - ・半導体用のレジスト
 - ・業務用写真フィルム
- なお、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤は、未だに全国の消火設備等にPFOS等が使用された消火器等が設置されていることから、引き続き技術上の基準に従わなければならない製品とし、規定は変更しない。

8